

**長野県告示第341号**

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条地図作成）
- 2 作業期間  
平成23年9月1日から平成24年1月12日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

**長野県告示第342号**

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく基準点測量）
- 2 作業期間  
平成23年11月22日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第343号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月19日

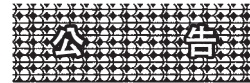
長野県知事 阿部 守一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成24年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 鶴川 正樹
  - (2) 住所 東京都武蔵野市西久保三丁目10番25号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

**公告**

調理師試験を次のとおり行います。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成24年9月5日（水） 午後1時から午後3時まで
  - (2) 場所  
保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法  
次の科目について、筆記試験により行います。  
食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論
- 3 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
    - イ 履歴書
    - ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）
    - エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、平成23年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。
  - (2) 受験手数料  
受験手数料（6,200円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。
  - (3) 受付期間  
平成24年7月10日（火）から平成24年7月12日（木）まで（郵送による場合は、平成24年7月12日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

## (4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合には、長野市保健所）

## 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

## 6 合格者の発表

平成24年10月4日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

## 7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

## 公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成24年9月5日（水） 午後1時から午後3時まで

## (2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

## 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。）附則第3項又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。）附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法附則第2項に規定する者

## 4 受験手続

## (1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参してください。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。）若しく

は当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

ウ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、平成23年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

## (2) 受験手数料

受験手数料（9,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

## (3) 受付期間

平成24年7月10日（火）から平成24年7月12日（木）まで（郵送による場合は、平成24年7月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

## (4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合には、長野市保健所）

## 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

## 6 合格者の発表

平成24年10月4日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

## 7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

## 公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 試験日時

平成24年8月2日（木） 午前10時から正午まで

## 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
飯田市	長野県飯田合同庁舎（飯田市追手町2-678）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市大字島立1020）
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2）

## 3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 4 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ア 毒物及び劇物に関する法規
  - イ 基礎化学
  - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

## (2) 実地試験（筆記方式）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

## 6 受験手続

## (1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの）

## (2) 受験手数料

受験手数料（10,700円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印しないでください。）納付してください。

## (3) 受付期間

平成24年6月1日（金）から6月15日（金）までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（郵送による場合は、平成24年6月15日までの消印があるものに限り受け付けます。）

## (4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課（県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要）

ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名称	所在地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

## 7 合格発表

平成24年9月6日（木）午前9時に長野県内の保健福祉事務所、阿南支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

信州登山案内人試験を次のとおり行います。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成24年6月14日(木) 午前8時20分から

## (2) 場所

大町市大町1058の2

長野県大町合同庁舎講堂

## 2 試験の方法及び内容

試験の方法	試験の内容
筆記試験	信州登山案内人条例 自然公園 読図 植物 植生 動物(鳥類及び昆虫類を含む。) 気象 天気図 登山の常識 セルフレスキュー 長野県の山岳一般 長野県の山岳及び登山等の歴史 長野県の登山ルート
作文試験	信州登山案内人としての活動を行う意欲等
実技試験	確保技術 下降技術 搬送技術

## 3 受験資格

## (1) 年齢

平成24年4月1日現在で満20歳以上の者

## (2) 登山経験等

登山経験5年以上かつ登山日数200日以上(うち標高1,500メートル以上の雪山登山日数30日以上、長野県内の登山日数100日以上及び受験を希望する専門とする案内地域の登山日数30日以上)の者又はこれと同等以上の登山経験を有する者であると長野県内の登山案内人組合等の代表者から推薦された者

## (3) この試験を受験できない者

信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)第4条各号のいずれかに該当する者

## 4 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 信州登山案内人試験受験申込書(写真(申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)を所定の欄に貼ってください。)

イ 信州登山案内人条例第4条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類(所定の様式を用いてください。)

ウ 登山等に関する経歴等を記載した書類(所定の様式を用いてください。登山経験から受験資格を確認します。)

エ 受験票返信用封筒(申込み者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、80円切手を貼ったもの)

## (2) 受験手数料

受験手数料(4,700円)は、長野県収入証紙により(受験申込書に貼り、消印しないでください。)納付してください。

## (3) 受験申込み方法

郵送又は持参としてください。

## (3) 受付期間

平成24年4月24日(火)から平成24年5月8日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成24年5月8日必着)

## (4) 提出場所

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

(郵便番号 380-8570)

長野県観光部観光企画課

## (5) 受験申込書の交付

受験申込書、その他所定の様式は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kanko/kankoki/tozan/shiken.htm>)からダウンロードすることもできます。

長野県観光部観光企画課

長野県の地方事務所商工観光(建築)課

## (6) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に、受験票を郵送します。

なお、平成24年5月11日(金)までに受験票が到着しない場合は、長野県観光部観光企画課(電話 026-235-7251)へ連絡してください。

## 6 事前説明会について

事前に試験内容についての説明会を行います。この説明会には、受験申込みをした者のみが出席できます。

## (1) 日時

平成24年5月16日(水) 午前10時から

## (2) 場所

大町市大町1058の2

長野県大町合同庁舎講堂

## 7 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県観光部観光企画課(電話:026-235-7251)に問い合わせてください。

## 8 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

観光企画課

## 公告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成24年3月30日に長野県卸売市場整備計画を定めたので、その概要を次のとおり公表します。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部 守一

## 第9次長野県卸売市場整備計画の概要

## 第1 目標年度

平成23年度を開始年度とし、平成27年度を目標年度とする。

## 第2 卸売市場配置の方針

## 1 流通圏の設定

流通圏は、人口の集中状況、道路交通網の整備に伴う物流の広域化、買受人への販売状況などを勘案し、一体的に把握することが適当と認められる区域として、以下の2流通圏を設定する。

(単位：人)

流通圏	区 域	流通圏人口	
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)
東北信	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、千曲市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡	1,073,106	1,029,000
中南信	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡	1,100,386	1,055,000
合 計		2,173,492	2,084,000

## 2 需要量の現状と見通し

流通圏		県 計		
年 度		平成20年度	平成27年度	27年度/20年度
青果物	野菜	234,737 <sup>t</sup>	202,000 <sup>t</sup>	86.1 <sup>%</sup>
	果実	118,021	125,000	105.9
水産物		121,716	102,000	83.8
食 肉		59,554	56,000	94.0
花き	切花	72,812 <sup>千本</sup>	66,000 <sup>千本</sup>	90.6
	鉢物	19,344 <sup>千鉢</sup>	14,200 <sup>千鉢</sup>	73.4

## 3 市場流通量の現状と見通し

流通圏		県 計		
年 度		平成20年度	平成27年度	27年度/20年度
青果物	野菜	348,618 <sup>t</sup>	324,000 <sup>t</sup>	92.9 <sup>%</sup>
	果実	139,636	118,000	84.5
水産物		99,830	90,000	90.2
食 肉		498	430	86.3
花き	切花	64,713 <sup>千本</sup>	52,000 <sup>千本</sup>	80.4
	鉢物	3,290 <sup>千鉢</sup>	1,840 <sup>千鉢</sup>	55.9

4 卸売市場の配置計画

卸売市場については、従来より生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通を確保する観点から配置されてきたが、今後は、東北信・中南信の流通圏を単位として既存市場の機能の充実を基本に、各流通圏の消費人口、消費・生産動向、市場取扱量の見通し等を勘案し、それぞれの市場の機能・役割が十分に発揮されるよう配置するものとする。

(1) 地方卸売市場

流通圏 (No.)	当該流通圏既存市場			目標年度(平成27年度)までの方針						備考	
	市町村名	市場名	開設形態	市場の配置計画	開設形態	取扱品目					整備予定年度
						青果物	水産物	食肉	花き		
東北信 No. 1	佐久市	(1) 佐久連合地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					地
		(2) 佐久丸一地方卸売市場	民設	〃	民設		○	○			
		(3) 丸水長野県水佐久地方卸売市場	民設	〃	民設		○	○			
		(4) 佐久長印地方卸売市場	民設	〃	民設	○					
		(5) 地方卸売市場長野中央園芸市場佐久営業所	民設	〃	民設				○		
	上田市	(6) 上田連合地方卸売市場	民設	広域拠点市場として存置	民設	○					地
		(7) 丸水長野県水上田地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○	○			
		(8) 上田丸一地方卸売市場	民設	〃	民設		○				
		(9) 東信中央園芸地方卸売市場	民設	〃	民設				○		
	長野市	(10) 長野地方卸売市場	民設	広域拠点市場として存置	民設	○	○				地
		(11) 丸南青果地方卸売市場	民設	存置	民設	○					
		(12) 長野中央園芸地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設			○			
	千曲市	(13) 戸倉地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					
須坂市	(14) 東青果地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					地	
	(15) 長印須坂地方卸売市場	民設	〃	民設	○						
中野市	(16) 中野長印地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○						
飯山市	(17) 長印飯山中央地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○				地	
中南信 No. 2	諏訪市	(18) 諏訪市公設地方卸売市場	公設	拠点市場として存置	公設	○	○				地
	伊那市	(19) 丸水長野県水伊那地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○	○			地
		(20) 伊那丸一地方卸売市場	民設	〃	民設	○	○	○			
		(21) 丸伊伊那地方卸売市場	民設	〃	民設	○					
	駒ヶ根市	(22) 駒ヶ根市公設地方卸売市場	公設	存置	公設	○					
飯田市	(23) 飯田市地方卸売市場	公設	拠点市場として存置	公設	○	○		○		地	
松本市	(24) 松本市公設地方卸売市場	公設	広域拠点市場として存置	公設	○	○	○	○		地	
計	24			24							

(注) 1 整備方針の整備予定年度欄中の数字は、整備に着手する予定年度を示す。

2 備考欄の「地」は、国の卸売市場整備基本方針に定める「地域拠点市場」の取扱数量要件に達すると見込まれる市場を示す。

## (2) 任意市場

流通圏 (No.)	当該流通圏既存市場			目標年度(平成27年度)までの方針					備考	
	市町村名	市場名	開設形態	市場の配置計画	開設形態	取扱品目				
						青果物	水産物	食肉		花き
東北信 No.1	長野市	(25) ㈱横田青果市場	民設	存置	民設	○				
		(26) 丸塩青果生産組合市場	民設	〃	民設	○				
		(27) ㈲長野流通園芸卸売市場	民設	〃	民設				○	
中南信 No.2	伊那市	(28) ㈱長野中央園芸市場南信分譲	民設	存置	民設				○	
	塩尻市	(29) ㈱長印松本合同塩尻支社	民設	存置	民設	○				
	大町市	(30) 大町青果地方卸売市場	民設	存置	民設	○				
計		6			6					

## 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の種類、規模、配置及び構造に関する指標

- 1 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されとともに、各施設の適切な配置に配慮するものとする。
- 2 商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に配慮するものとする。
- 3 コールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ対応するため、低温管理施設、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置する。
- 4 きめ細かなサービスを求める小売業者、外食事業者等のニーズへの対応を強化するため、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する調整をしつつ、商品づくりのための情報発信機能の強化やリテールサポートの取組を進める。
- 5 物流業務の効率化を図るため、生鮮E D I標準の活用、電子タグの導入等、情報技術の活用積極的に取り組むものとする。

## 第4 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

- 1 卸売業者は業務の適正かつ健全な運営を確保し、安定的な卸売機能を果たしていくため、事業規模の適正化及び経営体質の強化を図るものとする。
- 2 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合もあることから、提供する機能・サービスの充実及び経営体質の強化に努めるものとする。
- 3 仲卸業者の経営の発展を図るため、合併や営業権の譲受け等による統合大型化等を図るとともに、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うものとする。
- 4 小売業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売機能や小売業者への支援機能の強化を図るものとする。

## 第5 卸売市場の活性化に関する事項

- 1 生産と消費を相性よく結びつけるための流通諸サービスを提供する諸機能の強化を図り、市場の競争力を高めるものとする。
- 2 全国有数の農業県に立地する産地市場としての特色を生かし、多彩な県産農産物の集荷、小分け・包装、配送機能、企画提案機能の強化を図るとともに、出荷規格の簡素化、通いコンテナの利用を促進するものとする。
- 3 産地消費を促進するため、小売店等への効率的な地域内流通システムの構築を図るとともに、量販店の産直コーナー・直売所及び生産集団等に対する農産物の配送、品揃え、過不足の調整、生産・販売情報の提供等のきめ細かな支援活動を行い、地場農産物等の地域内流通の拡大に努めるものとする。
- 4 産地に対しては売れ筋・値ごろ感等の消費情報を提供するなどの産地へのアドバイザー機能を強化し、小売業者等に対しては消費者ニーズに応える商品づくり、品揃え、商品特性・料理方法等の販売情報の提供や配送・販売支援など、より具体的な形でのリテールサポートの取組を強化し、生産から消費までの最適な商品供給ラインの構築を図るものとする。  
また、近年の食習慣の乱れ等の実態を踏まえ、生産者や小売業者等と一体となって消費者に対する食生活指針の普及や食農教育の推進に努めるものとする。
- 5 卸売市場の流通段階で表示が途切れることのないよう配慮するとともに、関連事業者等への働きかけを通じて原産地表示の徹底を図るほか、商品の小分け・包装をはじめとする市場業務全体を通じてなお一層表示の適正化に取り組み、消費者の信頼の確保を図るものとする。
- 6 有害物品に関する検査体制の確立、H A C C P方式の導入など適正な衛生管理・品質管理を進め、食品の安全性の確保を図るとともに、包装容器や食品残さ等廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、環境問題への取組の推進に配慮するものとする。

第6 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

- 1 卸売市場の役割を広く周知するため、立地条件などに応じて市場見学会、市場まつり等による市場施設の開放を行い、地域住民に開かれた卸売市場への取組を積極的に行うものとする。
- 2 災害時には交通網の断絶が予想されることから、複数の交通手段やルートの想定を進めるとともに、災害時に業務を確実に実行できるよう訓練の実施や、施設・設備の応急復旧に必要な資材等の備蓄を進めるものとする。
- 3 市場関係者は、被災地の復興支援のため、被災地の農畜産物について、積極的に集荷・販売するよう努めるものとする。
- 4 防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害発生時において相互応援により適切に供給がなされるよう努めるとともに、社会的インフラである卸売市場は、公共的役割を十分に発揮していく必要があることから、災害時等における確実な業務継続体制の確立に努めるものとする。
- 5 取引方法の改善、最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等により市場の労働条件の改善に努めるものとする。

農業政策課農産物マーケティング室

公告

県営尾野山地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営特定農業用管水路等特別対策事業
- 2 工事着手年月日  
平成22年10月12日
- 3 工事完了年月日  
平成24年3月14日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画道路 3・5・15号 上川橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
平成16年長野県告示第322号の土地の区域のうち茅野市宮川字南通、字六首川、字東町の各一部を変更する。
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、茅野市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
自 平成24年4月19日

至 平成24年5月7日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯山都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年4月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯山都市計画地区計画 飯山駅周辺地区地区計画
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年4月19日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 落札に係る役務

平成24年度下水道処理施設運転管理業務等委託(諏訪湖流域下水道)

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称

長野県建設部諏訪建設事務所 総務課

(2) 所在地

長野県諏訪市大字上川1丁目1644-10

3 落札者を決定した日

平成24年2月10日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社共同企業体

(2) 所在地

東京都新宿区東五軒町3番25号

5 落札金額

1,435,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成23年11月7日

生活排水課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成24年4月19日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

名称	所在地	指定年月日
ワイズ・プラミング株式会社	中野市大字七瀬1506番地1	平成24年4月12日

企業局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年4月19日

長野県警察本部長 佐々木真郎

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) レギュラーガソリン 238,000リットル
- (2) 軽油 8,700リットル
- (3) ガソリンエンジン用オイル 40リットル

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成24年4月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 信濃石油株式会社

(2) 所在地 長野市大字南長野南石堂町1326-1

5 落札金額

- (1) レギュラーガソリン1リットル当たりの単価 151円
- (2) 軽油1リットル当たりの単価 131円
- (3) ガソリンエンジン用オイル1リットル当たりの単価 600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成24年3月29日

会計課